

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	

[方針・重点等]

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることはもとより、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できるよき社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進し、府民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

そこで、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う必要がある。

具体的には、高齢社会が進展する中で、高齢者の交通事故防止については、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ることはもとより、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を行う。

さらに、自転車を使用することが多い児童、生徒等に対しては、自転車の安全利用に関する指導を強化するなど、交通安全教育指針等を活用した交通安全教育の推進に努める。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法（自転車シミュレータを活用した交通安全教室など）を積極的に取り入れ、近年、交通安全において問題となっている“運転中のながらスマホ”及び“歩きスマホ”の危険性を認識させるなど、府、市町村、警察、学校、関係民間団体等と互いに連携をとりながら、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ア 幼児に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

- 1 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。
- 2 幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教育を計画的かつ継続的に行うとともに、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。
- 3 家庭では、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進するとともに、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を組織的かつ継続的に実施するため、母と子の交通安全クラブ等の交通ボランティアの諸活動を引き続き推進していく。

〔事業計画の概要〕

- 1 幼稚園、保育所及び認定こども園における交通安全教育の推進
教育委員会、幼稚園、保育所、認定こども園、市町村、警察署等が連携を密にして、年間計画を策定し、実技を中心とした具体的な指導内容、保護者と一体となった交通安全教育を推進する。
- 2 教職員等による効果的な交通安全指導の推進
市町村、警察署等は、子供の交通事故データ、交通安全関係資料を積極的に提供するとともに、研修会を開催することにより、教職員等による交通安全指導がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 「母と子の交通安全クラブ」等に対する助言
幼児に交通ルールを習得させるためには、大人とりわけ身近な母親が基本的な交通ルールを遵守し、模範を示すことが大切であることから、府下各地域における、「母と子の交通安全クラブ」の活動に対して適切な助言・指導を行い、活動の活性化を図る。

交通安全母親活動指導者研修会 7月8日

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	イ 小学生に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

- 1 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。
- 2 小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施する。
支援学校（☆）においては、児童の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。
（☆ 設置者ごとに学校の名称に違いがあり、本計画では大阪府教育委員会が設置した学校の名称を使用する。）

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
小学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施する。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、体育、生活、自立活動や総合的な学習の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、個々の児童の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

- 1 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。
- 2 中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。
支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通して、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、運転者の責任、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、個々の生徒の障がいの状況に即して、適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	エ 高校生に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

- 1 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。
支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら保健体育、総合的な学習の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進する。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な学習の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、個々の生徒の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	オ 成人に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

成人の交通社会への参加態様は様々であり、成人に対する交通安全教育が、大阪の交通モラルを形成する上で重要な部分を担っている。

このようなことから、全ての人が、いわば生涯教育の一環として交通安全に必要な技能と知識を深め、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を習慣づけていくことにより、社会全体の交通安全水準のレベルアップを図っていくことが大切である。

〔事業計画の概要〕

1 地域・職場における交通安全講習会の開催

地域・職場における各種講習会や民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者に対する基本的なルール遵守の徹底、シートベルト（チャイルドシートを含む）及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、信号無視及び飲酒運転等の重大事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転やめいわく駐車防止等を中心に自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成するため、交通安全講習会を積極的に開催する。

また、大学生・専門学校生に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実に努める。

2 地域における交通安全組織と地域のリーダーの育成・指導

(1) 交通安全協会、母と子の交通安全クラブ等の民間の交通安全団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

(2) 青年、成人等を対象とした学級・講座等における交通安全教育の推進を図るため、公民館等の社会教育施設において諸活動を展開するとともに、PTA、婦人団体、青少年団、町内会等による実践活動を促進する。

(3) 市町村、学校、交通安全協会等の交通安全活動団体における地域の交通安全リーダーの指導技能の向上を図るための研修会等を開催し、地域のリーダーとしての交通安全活動を支援・促進する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	カ 高齢者に対する交通安全教育	

[方針・重点等]

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目的とする。

[事業計画の概要]

1 交通安全教室等の開催

(1) 高齢者に対する交通安全指導者の養成、教材・教具等の開発など、指導体制の充実に努めるとともに、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、その能力に応じた行動がとれるように、参加・体験・実践型の交通安全教育の積極的な推進に努める。

また、関係団体、医療機関・福祉施設関係者等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(2) 高齢運転者に対しては、安全な運転に必要なスキル・知識を再確認させるため、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

また、運転に不安を感じる高齢運転者に対しては、ドライブレコーダーを活用した安全運転指導により、自己の運転特性を把握させるとともに、交通安全意識の向上を図る。

2 家庭訪問指導

(1) 運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導により、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行う。

(2) 社会福祉活動として、高齢者宅の訪問活動をしている民生委員等に対し、高齢者の交通事故防止に向けたワンポイントアドバイス等の交通安全指導を促進する。

3 交通安全部会の設置及び高齢者交通安全リーダーの養成

高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブや老人ホーム等における交通安全部会の設置、高齢者交通安全指導者の養成等を促進し、関係団体と連携した自主的な活動が展開されるよう指導・援助を行う。

4 「高齢者交通事故ゼロの日」を中心とした交通安全教育の推進

高齢者の安全意識の高揚と安全行動の実践を働きかけるため、「高齢者交通事故ゼロの日」を中心とした交通安全教育を推進する。

5 地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の推進

地域における交通安全活動のリーダー的役割を果たしている地域交通安全活動推進委員に対する指導・支援を強化し、地域に根づいた効果的な交通安全教育を推進する。

6 自転車用ヘルメットの着用促進

平成28年4月に施行された「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、65歳以上の高齢者に対する自転車用ヘルメットの着用が努力義務となっていることから、交通安全教育、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて、ヘルメットの着用効果の周知を図るとともに、普及促進に努める。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪府警察本部 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	キ 障がい者に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの状態や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 障がい者に応じた交通安全教育の推進
障がい者に対しては、必要に応じて、手話通訳人の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。
- 2 聴覚障がい者に対する広報啓発の推進
聴覚障がい者の保護に関する規定に基づき、普通自動車を運転する場合、当該自動車に聴覚障がい者標識を表示しなければならない旨の広報啓発及び他の自動車の運転者等に配慮を求める広報啓発活動を推進する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ク 外国人に対する交通安全教育	

〔方針・重点等〕

交通安全に関する情報を含め、府内在住の外国人が、安全な生活を送ることができるよう、多言語での情報提供等を行う。

〔事業計画の概要〕

府内在住外国人に対する多言語での情報提供

交通安全に関する情報を含め、府内在住の外国人が安全な生活をおくることができるよう、外国人のための生活ガイド「大阪生活必携」に交通ルールや自動車免許・運転ルール等に関する情報を盛り込み、多言語で提供する。

言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語